

会 議 録

新庄市教育委員会

開 催 月 日	令和 7 年 6 月 26 日（木）
開 催 場 所	新庄市役所 301・302 会議室
出 席 委 員	津田浩教育長、栗田正人委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠 席 委 員	なし
出 席 課 長	伊藤リカ教育次長兼教育総務課長、大町淳学校教育課長
欠 席 課 長	岸聡社会教育課長（伊藤洋一社会教育課長補佐が代理出席）
議 事 の 大 要	

午後 2 時 00 分より、教育長のあいさつで、6 月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

津田浩教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期を 6 月 26 日、1 日とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づき、教育長が栗田正人委員と阿部浩悦委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和 7 年 5 月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

- （１）令和 7 年 6 月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- （２）令和 7 年度第 1 回社会教育委員会議について

（教育長）それでは「令和 7 年 6 月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」私から説明します。

最初に渡部正七議員から「多くの市民がライフステージに応じてスポーツに親しめる環境づくりがこれまで以上に必要だと考えるが、これからどのようなスポーツ施策を行っていくのか」という質問をいただき、「関係機関と連携しながら、スポーツに親しむ機会の創出に取り組んできているものの、人口減少や少子高齢化によってスポーツに参画する方の減少や指導者等の担い手不足が顕在化していることが課題として挙げられる。今後も市民の方がスポーツに親しむことができるよう、環境整備に努めていきたい」と答弁しました。

次に、坂本健太郎議員から「いわゆるコミュニティ・スクールの運用が始まって時間が経過したが、地域学校協働活動によりどのような成果が上がっているのか、学校教育課と社会教育課の連携

体制を取っている中で連携の課題について伺う」という質問をいただきました。これにしましては、3月議会でも他の方から類似した質問をいただきましたが、「学校運営協議会と地域学校協働活動推進員との連携によって、学校や地域のニーズに応じた形で、地域の方々と協働して特色ある教育活動等の展開が図られるようになっているが、地域によって温度差があり、まだ発展途上であると言える。また、担当課が学校教育課と社会教育課の2課となっているが、学校経営や教育課程等で学校に携わるものなどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている部分を学校教育課が担当しており、地域学校協働活動などに関する社会教育法に規定されているものについてを社会教育課が担当している。どちらも学校での子どもたちの成長に資するための活動であるということを考えるとどちらか一方の課で活動を行うとすると足りない部分があるため、2課で連携をとりながら必要に応じて取り組んでいく姿勢で今後も進めていきたい」という趣旨の答弁をしました。

次に、田中功議員から、開府400年記念事業のダンスプロジェクト関係、市民提案事業関係について、「ダンスプロジェクトは今後も発表の機会はあるのか。また、今年度限りではなく来年度以降も継続的に実施していくと良いのではないか。それから、総合アドバイザーである今村先生との打ち合わせを通して受けたアドバイスや今後の計画について伺いたい。そして、市民提案事業の申し込み締め切り日を延長して募集したことに関して、期限を延ばした経緯と現在の状況を伺いたい」という質問をいただきました。これに対しダンスプロジェクトに関して、「5月25日に市民文化会館でのお披露目があり、6月の第1週には今村先生のダンスチームと本市の子ども達30数名のチームが札幌市の第34回YOSAKOIソーラン祭りに出場し、大人も含めたダンスチームは予選ブロックで3番目、そして子ども達のチームがジュニア審査部門で全体の3位として本選に残り、本選ではさらに順位を上げて、準ジュニア大賞を受賞した。今後は新庄まつりの宵まつり、それから9月28日の記念式典での発表を予定している」と答弁しました。ダンスプロジェクトは、今村先生が、自分が直接ダンス指導に関わるのはこれが最後だということを明言して始めたプロジェクトであり、プロジェクト終了とともに今村先生から直接指導を行われることはなくなりますが、今年度で事業が終わってしまうのは非常にもったいないということで、今後、様々な形で続けていく方法を考えていきたいと思っております。市民提案事業について「募集期間が短く、応募に至らないというご意見をいただき、より多くの方からご参加いただくため募集期間を当初の予定より1か月ほど延長した。その結果として、45件の応募があり、現在は審査が終わっている。今後は採択された事業の周知・広報に努める」と答弁しました。

次に、佐藤悦子議員から大きく分けて2つの質問をいただきました。はじめに、不登校対応にしまして「本市の不登校の児童生徒数はどうなっているか。子どもの権利条約に関して、日本では取り組みが非常に遅れている。そして教育における過度な競争が不登校やいじめなど様々な問題の根底にあると指摘されているが、このことについて見解を伺う。過去に福井県で学力日本一にこだわるばかりに、様々な弊害を生んだという事件から、その反省を生かして、今度は不登校出現率が全国1位の低さになったということについて、市の公教育についての見解を伺う。不登校の直接の原因は競争教育によるストレスと捉えられるが、ケアはどうしているのか。保護者に対する支援のために、不登校で悩んでいる親の会などを作ってはどうか。子どもの鬱が増えているが、子どもの声に耳を傾けることも大事ではないか。学びへの復帰支援に限らず、心と命の問題を中心に考えて、学びの多様化学校の設置を進めるべきではないか」というご質問・ご意見をいただきました。これに対し「本市の不登校児童生徒数は全体的にみると微増という状況である。教育における過度な競

争とあったが、点数で優劣をつけるということはしていない。また、学力はテストの点数だけでなく、様々な側面があると考えている。そのようなところをしっかりと見据えながら、命の尊厳を根底に据えた心の教育の取り組みを進めている。不登校の要因は一人ひとり違っているものと認識している。児童生徒の心に寄り添った対応ができるような研修を行っている。保護者に対する支援であるが、本市では保護者の悩みについて相談する機会を設けてきている。また、昨年度は様々な民間団体やボランティア団体などの代表の方に集まっていただき情報交換会を実施した。今年度も取り組みを進めていく。子どもの鬱について、医療機関の意見も取り入れながら、症状に合わせた個別の対応を行っている。学びの多様化学校については、ニーズがどれくらいあるのか、他の市町村の動向に注視しながら研究してまいりたい」ということを述べたところであります。2 つ目に、給食費・義務教育費の無償化について「学校給食費の無償化は市長の公約ではないか。義務教育費の無償化、特に修学旅行費や部活費の無償化について現状を伺う」という質問をいただきました。これに対し「給食費について、本市では第 3 子以降の無償化や第 2 子半額免除、第 1 子への補助も令和 7 年度から拡充して実施している。政府では、給食費の無償化について、小学校を念頭に 2026 年度以降、できるだけ早期の制度化を目指すとしているため、国の動向を注視するとともに、全国市長会などでも継続して要望していく。義務教育費について、学校において教材副教材を精選することで教材費が大きな負担とならないようにしている。また、就学援助制度により、経済的な理由で学校生活に必要な費用の捻出が困難と認められる家庭に援助を行っているが、部活動については任意加入であり、種類によって費用も大きく違うことから就学援助の対象としていない」と答弁しました。

次に、高橋富美子議員より 2 つの質問をいただきました。1 つ目に「熱中症対策として行っている取り組みについて伺う」という質問をいただき、「市内の小中義務教育学校の普通教室と特別支援学級のすべての教室と一部の特別教室に冷房設備を設置している。今年度は市内の複数校においてランチルームや外国語教室等へ冷房設備の設置を行う。また、令和 5 年 8 月に策定したガイドラインをもとに熱中症の防止等について各校に周知している」と答弁しました。2 つ目に「新庄市子どもの読書活動推進計画について、次期計画の策定に向けての進捗状況を伺う」という質問をいただき、「関係者に集まっていただき意見聴取等を行っている。今後、いただいた意見や現状をもとに改定案を策定し、子どもの読書活動の推進に向けて取り組んでまいりたい」と回答しました。

最後に、鈴木法学議員から「開府 400 年記念事業のうち、市民提案事業について、応募総数が 45 団体と聞いたが、どのように選考・審査をしたのか」という質問をいただきました。これに対し「これまで市の各種審議会の委員を務めていただいた方や市民活動を実践している方など、市民活動への造詣が深い方 5 名に審査委員になっていただき申請事業の審査を行い、審査委員の点数が上位だった団体から予算の範囲内で事業を採択した。その結果、申請 45 団体のうち、31 団体が採択、12 団体が不採択、2 団体が審査前に辞退となった。当初、事業予算は 300 万円を計上していたが、申請団体数や補助申請額が見込みを大幅に上回ったため、事業予算の増額を要求している」と答弁しました。増額後の金額は 800 万円ほどであります。補正予算で増額を審議していただくものだったため、答弁の中では金額については明言しておりません。令和 7 年市議会 6 月定例会における教育関係一般質問の概要については以上でございます。

(教育長) 只今の説明についてご質問があればお願いします。

(委員) 質問なし

(教育長) 次に「令和 7 年度第 1 回社会教育委員会議について」報告をお願いします。

(社会教育課長補佐) 「令和 7 年度第 1 回社会教育委員会議について」ご報告します。第 1 回社会教育委員会議につきましては、令和 7 年 5 月 22 日に萩野地区公民館において開催されました。出席者は社会教育委員 7 名のほか、教育長、社会教育課職員 5 名、萩野地区公民館長の計 14 名でございます。協議事項としましては、新庄開府 400 年記念事業と萩野地区公民館の現状と課題についてでございます。新庄開府 400 年記念事業については、市民提案事業や各学校を対象としたふるさと探究学習助成事業といった、事業内容自体についてのご質問やご意見とともに、このような機会をとらえての交流人口や関係人口の増加に繋がるような仕掛けや情報発信の必要性についてご意見をいただきました。また、萩野地区公民館の現状と課題については、使用料が安いといったことや、調理実習室があることなどのメリットをもっと PR したり、近くにある重要文化財の旧矢作家住宅を活用した企画などを実施することで利用者がもっと増えるのではないかというご意見をいただいたところでございます。新庄開府 400 年記念事業についても萩野地区公民館につきましても、情報発信についてのご意見をいただいておりますので、手法等について工夫してまいりたいと考えております。

(教育長) 只今の説明についてご質問があればお願いします。

(委員) 質問なし

6. 議事

議案第 42 号 令和 7 年度 6 月補正予算に係る臨時代理の承認について

議案第 43 号 財産の取得に係る臨時代理の承認について

議案第 44 号 重要文化財旧矢作家住宅管理委員会委員の選任について

議案第 45 号 和解及び損害賠償の額の決定に係る臨時代理の承認について

(教育長) 議案第 42 号「令和 7 年度 6 月補正予算に係る臨時代理の承認について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 42 号について、私の方から教育費全体の補正予算の要求についてご説明します。はじめに歳入について、今回補正したものが 16 款 3 項 5 目教育費委託金の 222 万 2 千円、18 款 1 項 3 目教育費寄附金の 615 万円、22 款 1 項 8 目教育債の 30 万円でありまして、歳入に係る補正の要求額が教育費全体として 867 万 2 千円で、補正前の額に今回の補正要求額を加えまして、4 億 77 万 2 千円となります。歳出について、補正したものが 10 款 1 項 3 目教育指導費の 6 万 9 千円、10 款 5 項 1 目社会教育総務費の 970 万円、10 款 5 項 2 目市民プラザ費の 1,327 万 5 千円、10 款 5 項 11 目社会体育費の 229 万 4 千円、10 款 5 項 12 目体育施設費で 47 万 9 千円であり、歳出に係る補正の要求額が 2,581 万 7 千円で、補正前の額と合わせまして予算総額は 6 億 8,065 万 1 千円となりました。詳細については担当課より説明します。

(学校教育課長) 学校教育課の要求内容についてご説明申し上げます。歳入はございません。歳出につきまして、10 款 1 項 3 目教育指導費 6 万 9 千円についてであります。内訳としましては、市のいじめ問題対策専門委員会、また、市の教育支援委員会で委員をお願いしております医師の報酬及び謝金につきまして、県内他自治体の金額と同じ水準にするため、補正要求したところでございます。以上です。

(社会教育課長補佐) 社会教育課の要求内容についてご説明します。はじめに歳入について、教育費委託金として 222 万 2 千円。内訳としては、山形県部活動改革体制整備事業委託料となっております。次に、教育費寄附金として 615 万円。内訳としては社会教育振興寄附金でございまして、こちらは開府 400 年記念事業に係る各企業様からの寄附金となっております。また、教育債として 30 万円、こちらは社会教育施設改修事業債でございまして。以上、歳入の補正予算について 867 万 2 千円を予算要求しました。次に、歳出について、社会教育総務費として 970 万円、新庄開府 400 年記念事業実行委員会負担金ということで、事業内容を精査した結果、事務的経費の増加や市民提案事業に係る補助金の増額による要求でございまして。次に、市民プラザ費として 1,327 万 5 千円、市民プラザ空調設備及び LED 照明等改修工事実施設計業務委託料となっております。次に社会体育費として 229 万 4 千円。内訳は謝金、費用弁償、地域スポーツクラブ活動運営委託費、新庄市スポーツ推進委員協議会負担金となっております。次に体育施設費として 47 万 9 千円、消耗品費、修繕料を計上しております。こちらは市体育館の消火器の更新、市民球場屋内練習場照明交換修繕に係る費用の計上でございます。以上、歳出として 2,574 万 8 千円を要求しております。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 42 号「令和 7 年度 6 月補正予算に係る臨時代理の承認について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 43 号「財産の取得に係る臨時代理の承認について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 43 号についてご説明します。内容といたしましては、タブレット型端末 2,694 台、取得価格といたしましては、1 億 7,187 万 7,200 円であり、取得の相手方は株式会社東北情報センターとなっております。こちらについては、現在使用しているタブレット型端末が導入から 5 年目を迎え自然故障が多くなってきており、また、学習を効果的かつ効率的に進めるにあたって、端末の性能が不足してきているというようなことを踏まえまして、新たに端末を導入することになりました。こちらは 6 月議会の最終日に追加提案という形で上程させていただき、承認を得たものです。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認を

お願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 43 号「財産の取得に係る臨時代理の承認について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 44 号「重要文化財旧矢作家住宅管理委員会委員の選任について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長補佐) 議案第 44 号「重要文化財旧矢作家住宅管理委員会委員の選任について」ですが、重要文化財旧矢作住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条の規定に基づき、欠員が生じているため新たに委員を選任するものでございます。任期は令和 7 年 6 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。以上、ご承認のほどよろしくお願いします。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 44 号「重要文化財旧矢作家住宅管理委員会委員の選任について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 45 号「和解及び損害賠償の額の決定に係る臨時代理の承認について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長補佐) 議案第 45 号「和解及び損害賠償の額の決定に係る臨時代理の承認について」でございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決に付すべき和解及び損害賠償の額を決定することについて、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規定により臨時に代理したので同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。和解及び損害賠償の相手方は市内在住女性でございます。事故の概要につきまして、令和 7 年 2 月 12 日、本町地内の駐車場敷地において、本市職員が運転する車両と駐車中の車両との事故により、相手方の車両が破損したものでございます。和解の内容は、本市が本件に関する損害賠償金として、相手方に 53 万 2,270 円を支払うこと、本市及び相手方は本件事故に関して、和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認することとなります。損害賠償の額は 53 万 2,270 円となります。以上、ご承認のほどよろしくお願いします。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 45 号「和解及び損害賠償の額の決定に係る臨時代理の承認について」は提案のとおり承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 2 時 38 分、6 月の定例教育委員会を閉会する。

7 月定例教育委員会を、7 月 18 日（金）午後 2 時 00 分より市役所 301・302 会議室で開催することを確認した。